特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
岡山県は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務において特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
岡山県知事

公表日
令和5年4月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の等級判定及び交付等を行っている。
③システムの名称	精神保健業務管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
精神障害者保健福祉手帳交付台帳

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項別表第一の14の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条6～12号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第7号別表第二 ・情報照会の根拠 25の項 ・情報提供の根拠 16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・情報照会の根拠 第18条 ・情報提供の根拠 第12条第1号二、同条第3号二、同条第4号、第20条第2号ロ、同条第6号、第21条第1号ロ、同条第2号ロ、同条3号、第22条第1号ロ、同条第2～10号、第28条第1号ロ、同条2～10号、第29条第2号、第30条第4号、第31条第4号ロ、第42条第2号、第53条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号ロ

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岡山県精神保健福祉センター
②所属長の役職名	岡山県精神保健福祉センター所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡山県総務部総務学事課 〒700－8570　岡山市北区内山下2－4－6　電話番号　086－226－7214

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡山県精神保健福祉センター支援事務科 〒700－0985　岡山市北区厚生町3－3－1　電話番号　086－201－0442

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　計数時点	平成30年4月2日	平成31年4月1日	事後	時点修正
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　計数時点	平成30年4月2日	平成31年4月1日	事後	時点修正
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　計数時点	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	時点修正
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　計数時点	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	時点修正
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　計数時点	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	時点修正
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　計数時点	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	時点修正
令和3年4月1日	Ⅳリスク対策　4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	空欄	事後	時点修正
令和3年9月1日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携」 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号別表第二 ・情報照会の根拠 25の項 ・情報提供の根拠 16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 ・情報照会の根拠 第18条 ・情報提供の根拠 第12条第1号二、同条第3号二、同条第4号、 第20条第2号ロ、同条第6号、第21条第1号ロ、同条第2号ロ、同条3号、第22条第1号ロ、 同条第2～10号、第28条第1号ロ、同条2～10号、第29条第2号、第30条第4号、第31条	○番号法第19条第8号別表第二 ・情報照会の根拠 25の項 ・情報提供の根拠 16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 ・情報照会の根拠 第18条 ・情報提供の根拠 第12条第1号二、同条第3号二、同条第4号、 第20条第2号ロ、同条第6号、第21条第1号ロ、同条第2号ロ、同条3号、第22条第1号ロ、 同条第2～10号、第28条第1号ロ、同条2～10号、第29条第2号、第30条第4号、第31条	事後	番号法改正に伴う修正
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	時点修正
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　計数時点	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	時点修正
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　計数時点	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	時点修正
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　計数時点	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	時点修正
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　計数時点	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	時点修正